

医療倫理小委員会で承認された治療法

当院の医療倫理小委員会にて、下記の医療が承認されました。対象者となられる方から同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより投薬を実施しております。なお、本件について同意できない場合、診療において不利益を被ることは一切ございません。

この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

実施内容	サインバルタカプセル、トリプタノール錠、ガバペン錠、テグレトール錠・細粒、メキシレチン塩酸塩カプセル、リドカイン静注用2%を神経障害性疼痛の症状緩和に使用
対象者	神経障害性疼痛を持つ患者
承認日	2024年3月6日
対象期間	承認後から永続的に使用
概要	<p>【目的・意義】</p> <p>神経障害性疼痛は神経の損傷や病変によって直接引き起こされる痛みと定義されています。神経障害性疼痛の治療は容易ではなく難治性で、これまでに多くの薬が使われてきましたが、必ずしも安定した効果が得られているわけではないため、薬の選択が難しくなっています。</p> <p>サインバルタカプセル、トリプタノール錠、ガバペン錠は日本の神経障害性疼痛薬物療法ガイドラインにおいて第一選択となっている薬です。サインバルタカプセルは有痛性糖尿病性神経障害に保険適応があり、トリプタノール錠は末梢性神経障害性疼痛に保険適応があります。ガバペン錠は痛みに対する保険適応はありませんが、神経障害性疼痛に対して公知申請により適応外使用が認められています。テグレトール錠・細粒は三叉神経痛に対して保険適応があり、各種神経原性疼痛への適応外使用が認められています。メキシレチン塩酸塩カプセルは有痛性糖尿病性神経障害に対して保険適応があります。リドカイン静注用2%の点滴は神経障害性疼痛に対する有効性が立証されており難治性疼痛治療に対する適応外使用が公知申請により認められています。</p>

	<p>これらの薬剤は神経障害性疼痛に対して経験的に使用されてきた経緯があります。各種ガイドラインにおいても、神経障害性疼痛に対するこれらの薬剤の使用が推奨されており、当院では各科外来において、神経障害性疼痛に対するこれらの薬剤の使用を認めております。</p> <p>【想定される不利益と対策】</p> <p>眠気やめまい、ふらつき、ふるえ、頭痛、便秘や下痢、皮疹などの副作用が現れることがあります。その副作用のために生活が困難になる場合、効果が乏しい場合には使用を中止し、他の薬剤をご提案することがあります。</p>
お問い合わせ先	順天堂大学医学部附属順天堂医院 薬剤部 医薬品情報室 大代表 03-3813-3111